

税務課

8月2日(月)は国民健康保険税(1期・一括) 固定資産税(2期)の納期限《口座振替日》です

科目等	納期限 《口座振替日》	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)
軽自動車税		全期	—	—
固定資産税		1期・一括	—	2期
町県民税(普通徴収)		—	1期・一括	—
国民健康保険税(普通徴収)		—	—	1期・一括

納め忘れはありませんか?

軽自動車税や固定資産税(1期・一括)、町県民税(1期・一括)についても、納め忘れがないか今一度ご確認ください。

《口座振替がとても便利です》

次の税や使用料などは口座振替がご利用いただけます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金

口座振替を希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください。(申し込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です)

【取扱金融機関】

- 秋田銀行 羽後信用金庫 秋田おぼこ農協
- 北都銀行 ゆうちょ銀行 秋田ふるさと農協

《口座振替のメリット》

- 料金のお支払いに向く手間がはぶけます。
- お忙しい方には最適!お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- 手数料はかかりません!

問い合わせ●税務課 ☎0187-84-4902

税務課

平成22年度国民健康保険税 納税通知書をお届けします

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて国保加入者(被保険者)が国民健康保険税(国保税)を出し合って医療費などにあてる「助け合いの制度」です。職場の健康保険に加入している方や後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保の被保険者となります。

国保税は被保険者が病気やけがなどで保険証を使って医療機関にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。その年度に予測される被保険者全体の医療費から国などからの補助金や被保険者が医療機関で支払う一部負担金(自己負担金)を差し引いた分が国保税であり、財源のおよそ3分の1を占めています。このたいへん重要な役割を担っている国保税を世帯ごとの加入者数や所得などに応じて、被保険者の方から公平に負担していただくものです。



7月中旬に被保険者のいる世帯の世帯主に納税通知書をお届けします。安心して医療を受けられるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

《税率は次のとおりです》

※「介護保険分」は45歳以上65歳未満の方が納付します。65歳以上の方は年金から天引きされます。

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額 所得(課税総所得金額)に応じて計算	6.6%	2.2%	1.4%
資産割額 資産(固定資産税額)に応じて計算	28.1%	10.7%	8.2%
均等割額 加入者数に応じて計算	22,300円	7,500円	7,100円
平等割額 1世帯いくらと計算	21,300円	6,900円	4,200円
賦課限度額	50万円	13万円	10万円

※特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにしないで早めにご相談ください。分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。

問い合わせ●税務課 課税班 ☎0187-84-4902

住民生活課

既存住宅の設置義務は平成23年5月31日まで 付けてよかった住宅用火災警報器!

事例

台所で野菜を煮るため鍋をガスコンロにかけていましたが、忘れて部屋で寝てしまったため、鍋が空焚き状態となり発煙しました。うたた寝をしていた女性は警報器の音で目を覚まし、コンロの火を止めたため、火災には至りませんでした。また、近くを通りかかった女性が警報器の音を聞きつけ、携帯電話で119番通報しました。

事例

台所で調理中に、寝室にあった石油ストーブに布団が触れ、出火しました。すぐに警報器が作動したため、自宅にあった消火器で火を消すことができました。



住宅用火災警報器

寝室と階段には必ず設置しましょう

いち早く気付くことで、いち早い行動がとれます!

問い合わせ●住宅用火災警報器相談室 ☎0120-565-911  
広域消防本部 予防課 ☎0187-63-0316、大曲消防署南分署 予防班 ☎0187-87-8119

住民生活課

チャイルドシートの購入費用を助成します

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成します。

**対象者**●6歳児未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。  
※ただし、町民の方に限ります

**補助金額**●購入金額の1/2(上限10,000円)の額  
※対象乳幼児1人に1台限り

**手続き方法**●チャイルドシートを購入したら、右の書類を住民生活課に提出してください。

【提出書類】

- ①チャイルドシート購入補助金交付申請書  
※チャイルドシート本体の背面または側面にある形式番号(オレンジ色)を申請書の欄外に記入してください。
- ②補助金交付請求書
- ③商品の【領収書】と【品質保証書】の写し  
※領収書は購入者の氏名が書かれたもの(レシートは不可)

申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ●住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903